

## イスラエル

### 1. 侵害対策に携わる行政、司法、仲裁などの機関の名称

#### A. 行政機関

(1) イスラエル特許・意匠・商標局 (Israel Patents, Designs and Trademarks Office)

P O Box 34255, Jerusalem 91341

この行政機関は、知的財産権の登録事務を主管するものである。

(2) イスラエル法務省 (Israel Ministry of Justice)

P O Box. 1087, Jerusalem 91010

この機関は法律制度、および政治関連の問題を主管する。

(3) イスラエル税関 (Israel Customs Authority)

#### B. 裁判所

知的財産権専門の裁判所は存在せず、一般の裁判システムに従って知的財産権の侵害事件、模造品に対する事件の審理が行われ、民事、刑事をはじめ、仮処分手続、控訴手続なども当然認められている。

#### C. 執行機関

(1) 国家検事局 (State Prosecutors Office)

P O Box 1087, Jerusalem 91010

(2) イスラエル税関 (Israel Customs Authority)

上記に同じ

### 2. 知的財産権の侵害 (含模造品) に対する救済の関連法

商標法 (Trademarks Ordinance), 第60 ~ 62条

商品標法 (Merchandise Marks Ordinance), 第3条

著作権法 (Copyright Ordinance), 第3条

実演権保護法 (Performers Rights Act), 第6条

飼育保護法 (Breeders Rights Act), 第82条

半導体回路保護法 (Integrated Circuits Act), 第10条

関税法 (Customs Ordinance), 第203 ~ 223条

一連の刑事罰関連規定および著作権法が近く改正される予定になっている。

### 3. 知的財産権の侵害 (含模造品) に対する救済

#### A. 裁判所

- ( 1 ) 永久差止め ( Injunction )
- ( 2 ) 損害賠償関係 ( Accounts )
- ( 3 ) アントンピラー命令 ( Anton Pillor Order )
- ( 4 ) 差押え命令 ( Seizure Order )
- ( 5 ) 侵害品の引渡し又は破棄命令 ( Delivery Up and Destruction Order )
- ( 6 ) 管財人の選任 ( Appointment of Receiver )
- ( 7 ) 商標権、著作権の故意による侵害に対する刑事告発  
( Private Complaint for criminal sarctions for  
willful infringement of Trademarks and Copyrights )

B . 税関

侵害品の水際での差止め、通関阻止の権限、この水際措置に関する規則は、頻繁に改正されているので、その都度現行の規則をチェックする必要がある。

C . イスラエル国家警察

侵害事件の状況に応じて、色々な角度から権利執行についてイスラエル国家警察が協力をしている。

4 . 民間における関連団体の名称

Business Software Alliance ,  
Federation of Phonogram Producers ,  
ACUM ( Organization of Musicians , Composers and  
Music Publishers in Israel )  
TMI ( Organization of Israeli Artists )  
Eshkolot ( Performers Association )  
Naganim ( Musicians Organization )  
Photographers Association  
Ameteur Musicians Association

以上